

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8 月 7 日
【会社名】	株式会社JVCケンウッド
【英訳名】	JVC KENWOOD Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 執行役員 最高経営責任者（CEO） 河原 春郎
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
【電話番号】	045（444）5232
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 執行役員 最高戦略責任者（CSO） 田村 誠一
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
【電話番号】	045（444）5232
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 執行役員 最高戦略責任者（CSO） 田村 誠一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年7月31日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
本株式交換に係る割当ての内容
(注3) 単元未満株式の取扱い

3【訂正内容】

訂正箇所は_____（下線）を付して表示しております。

(訂正前)

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなるJKCMの株主においては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主においては、以下の制度が利用可能です。

単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第194条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(以下省略)

(訂正後)

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなるJKCMの株主においては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主においては、以下の制度が利用可能です。

単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(以下省略)

以 上